

## 列車警乗の実施について

令和 5.1.17 警察庁丙生企発第 1 号

警察庁生活安全局長から各管区警察局長、各都道府県警察の長、  
各方面本部長あて

### (概要)

列車警乗を行うに当たって、各都道府県警察に対し、

- 列車警乗の活動の重点
- 実施計画の作成上の一般的な留意事項及び警乗路線等の選定に当たっての留意事項
- 列車警乗実施上の留意事項
- 事件又は身柄の引継ぎ等
- 関係都道府県警察相互及び鉄道事業者との連携
- 警察庁への報告及び連絡

等を示し、効率的かつ効果的な列車警乗の運用に努めるよう指示した。